

議案第2号

令5都市計画第1007号
令和6年(2024年)1月26日

山口県都市計画審議会
会長 鳩心治様

山口県知事 村岡嗣政

山口都市計画道路の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山口都市計画道路の変更（山口県決定）

都市計画道路中3・2・2国道2号鑄銭司陶線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線 街路	3・2・2	国道2号鑄銭司陶線	山口市鑄銭司字長尾	山口市陶字向須賀	山口市鑄銭司	約4,800m	地表式	4車線	30.5m	・自動車専用道路国道2号鑄銭司名田島線と平面交差 ・自動車専用道路と立体交差	
	幅員の内訳		25.25m			約1,540m					
			30.0m			約210m					
			30.5m			約3,050m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・2・2 国道2号鑄銭司陶線

本路線は、防府市境から山陽自動車道山口南インターチェンジに連絡し、山口市陶地区に至る、山口都市圏の骨格を形成する幹線街路であり、都市拠点との相互連携による円滑な交通流動を確保する道路として位置付けられています。

このたび、防府市境から山口市鑄銭司字下長通に至る区間の道路事業実施に際し、詳細な調査・設計の実施により、道路線形や道路構造の見直しが必要となったため、区域の一部を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考		
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造			
旧	幹 線 街 路	3・2・2	国道2号 鑄銭司陶線	山 口 市 大 字 鑄 銭 司 字 長 尾	山 口 市 大 字 陶 字 向 須 賀	山 口 市 大 字 鑄 銭 司	約4,800m	地表式	4車線	30.5m	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車専用道路国道2号鑄銭司名田島線と平面交差 ・自動車専用道路と立体交差 			
		幅員の内訳		30.0m			約1,750m							
				30.5m			約3,050m							
新	幹 線 街 路	3・2・2	国道2号 鑄銭司陶線	山 口 市 鑄 銭 司 字 長 尾	山 口 市 陶 字 向 須 賀	山 口 市 鑄 銭 司	約 4,800m	地表式	4車線	30.5m	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車専用道路国道2号鑄銭司名田島線と平面交差 ・自動車専用道路と立体交差 			
		幅員の内訳		25.25m			約1,540m							
				30.0m			約 210m							
				30.5m			約3,050m							